

登録免許税非課税証明について

宗教法人の取得した不動産が「専ら自己の宗教の用に供する境内地又は境内建物」である場合は、当該不動産の登録免許税非課税証明書を添付することによって、当該不動産の所有権保存登記又は所有権移転登記をする際の登録免許税が非課税となります。なお、証明を受けることのできる不動産は、次に示す条件をすべて満たしている必要があります。

- ①使用の実態が、現に当該宗教法人の宗教活動の用に専ら供されていること。(更地の状態で、これから境内地として整備するという段階では証明ができません。)
- ②取得した不動産が、将来においてもその宗教活動の用に供されるものであること。
- ③当該不動産の取得が、規則に定める手続を経ていること。

提出していただく書類(各1通)

- ・**証明願** ※物件の表示は、登記事項証明書の表示どおり記載してください。
※代表役員の印鑑は、法務局に登録してあるものを使用してください。
※物件が多い場合は、別紙としてください。(その場合は割印が必要となります。)
- ・**登記事項証明書**(原本)(建物新築の場合は表題登記まで完了したもの)
- ・**取得理由書**(不動産を取得した理由、利用方法、信者数、法人の活動状況等を記入)
- ・**誓約書**(将来にわたり専ら宗教の用に供する旨を誓約するもの)
- ・**責任役員会議事録**(写し・**原本証明**)(当該不動産の取得を決定した際の議事録)
- ・**当該不動産の取得の決定が、規則に定める手続を経ていることを証明する書類**(写し・原本証明)(包括団体の承認書、公告文等(法人の規則を確認してください))
- ・**売買契約書、寄付書、工事請負契約書**(写し・**原本証明**)
- ・**図面**(位置図<住宅地図等>、公図写し<法務局発行、原本>、配置図、平面図等)
- ・**既存の駐車場の位置図と駐車可能台数が分かる資料**(信者専用無料駐車場で、既存の駐車場がある場合)
- ・**写真**(土地の場合:全体の状況、隣地境界の状況が分かるもの)
(建物の場合:建物全体の外観、各部屋の利用状況が分かるもの)
- ・**建築基準法関係書類**(写し・**原本証明**)(確認済証・検査済証等)(建物の場合)
- ・**法人規則**(写し・**原本証明**)(所轄庁の印が押印されているもの)
- ・**農地法の許可書**(写し・**原本証明**)(農地転用の場合)
- ・**その他の書類**(写し・**原本証明**)(都市計画法の許可書、墓地埋葬法の許可書等)

※静岡県知事所轄法人以外の法人の場合…法人の登記事項証明書(原本)

法人の代表役員印鑑証明書(原本)(法務局発行)

宗教活動状況がわかる書類(機関紙等)

(参考)原本証明 書類の余白に下記の内容を記載し、代表役員の印を押印してください。

原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人「〇〇〇〇」

代表役員 △△ △△ 印

(問い合わせ・提出先)

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁法務文書課 宗教法人担当あて

電話 054-221-3280 FAX 054-221-2099